

令和元年 12 月 23 日
北陸電力株式会社

組織の名称変更に伴う志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部変更について

1. 組織名称の変更内容

当社では、土木部内での建築業務の比率が高まっていることを踏まえ、業務内容の実態に合わせた組織名称とし、建築業務所管箇所を社内外に明示するため、令和2年4月1日付で「土木部」の名称を「土木建築部」に変更する予定である。なお、この変更は名称のみの変更であり、業務分掌及び職務に変更はない。

この組織名称の変更に伴い、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）を変更する必要がある。

2. 保安規定の変更内容

(1) 変更内容

以下のとおり、保安規定の記載を見直す。

- ・「土木部」 ⇒ 「土木建築部」
- ・「土木部長」 ⇒ 「土木建築部長」

(2) 変更箇所

- ・第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）
- ・第2条の3（安全文化の醸成）
- ・第3条（品質保証計画）
- ・第4条（保安に関する組織）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第119条（記録）

3. 添付資料

- ・志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

以 上

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第 2 条 の 2</p> <p>社長は、第 2 条 (基本方針) に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また、この方針を年 1 回以上評価し、必要により変更する。</p> <p>2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動実施要則」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、<u>土木部長</u>、資材部長及び燃料部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。</p> <p>(2) 発電所長、原子力部長、<u>土木部長</u>、資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。</p> <p>(3) 原子力運営組織 (以下、第 3 条 (品質保証計画) で定める原子力運営組織をいう。) 及び調達組織 (以下、第 3 条 (品質保証計画) で定める調達組織をいう。) の活動の評価を行う。</p> <p>(4) 前号の評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</p> <p>(5) 発電所長、原子力部長、<u>土木部長</u>、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3) の評価結果及び前号の社長の指示を (1) の活動計画に反映させる。</p> <p>3 発電所長、原子力部長、<u>土木部長</u>、資材部長及び燃料部長は、前項 (1) の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項 (3) の評価結果及び前項 (4) の社長の指示を前項 (1) の活動計画に反映する。</p> <p>(略)</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第 2 条 の 2</p> <p>社長は、第 2 条 (基本方針) に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また、この方針を年 1 回以上評価し、必要により変更する。</p> <p>2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動実施要則」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、<u>土木建築部長</u>、資材部長及び燃料部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。</p> <p>(2) 発電所長、原子力部長、<u>土木建築部長</u>、資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。</p> <p>(3) 原子力運営組織 (以下、第 3 条 (品質保証計画) で定める原子力運営組織をいう。) 及び調達組織 (以下、第 3 条 (品質保証計画) で定める調達組織をいう。) の活動の評価を行う。</p> <p>(4) 前号の評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</p> <p>(5) 発電所長、原子力部長、<u>土木建築部長</u>、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3) の評価結果及び前号の社長の指示を (1) の活動計画に反映させる。</p> <p>3 発電所長、原子力部長、<u>土木建築部長</u>、資材部長及び燃料部長は、前項 (1) の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項 (3) の評価結果及び前項 (4) の社長の指示を前項 (1) の活動計画に反映する。</p> <p>(略)</p>	<p>組織名称の変更に伴う変更 (以下、同様)</p>

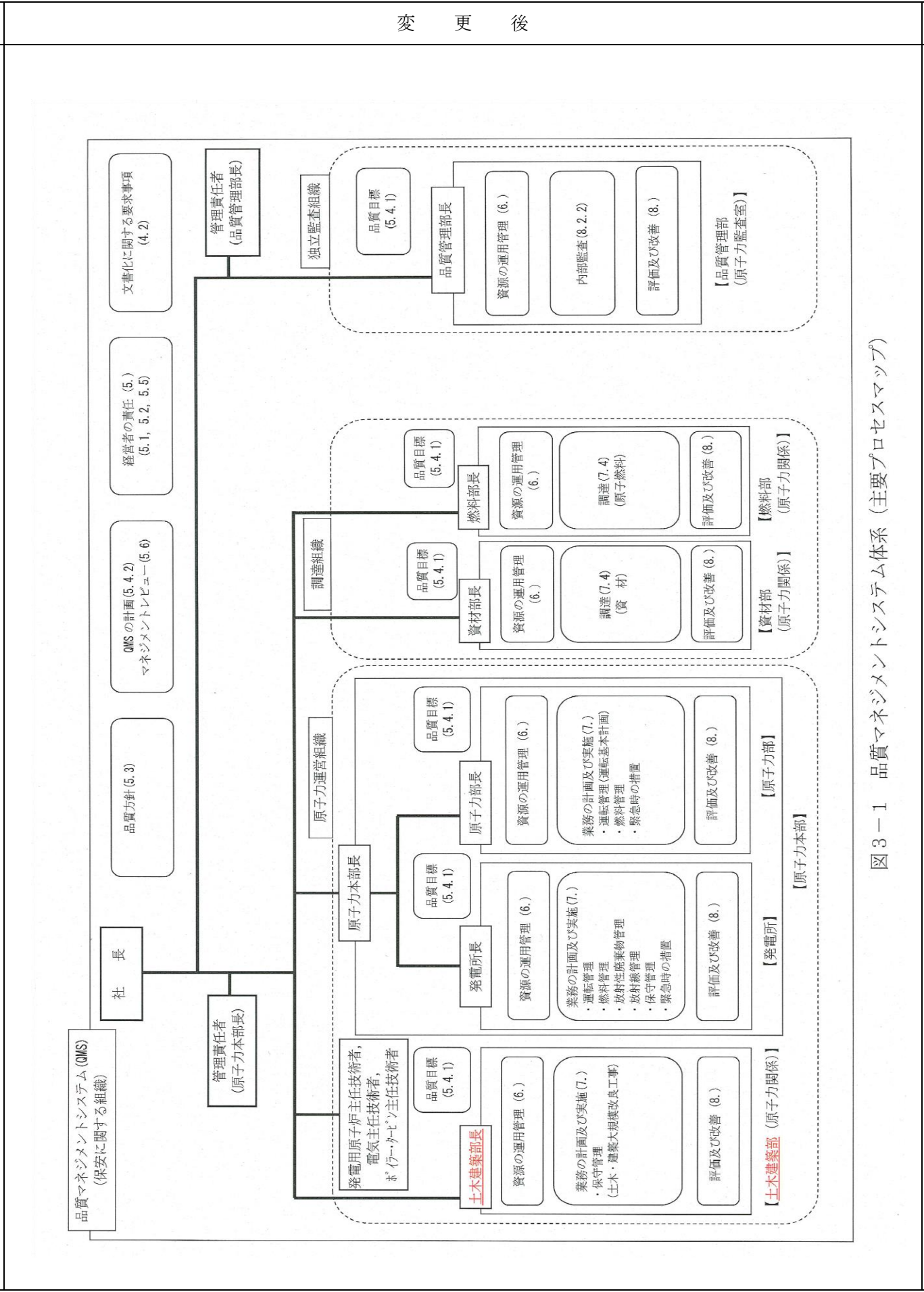
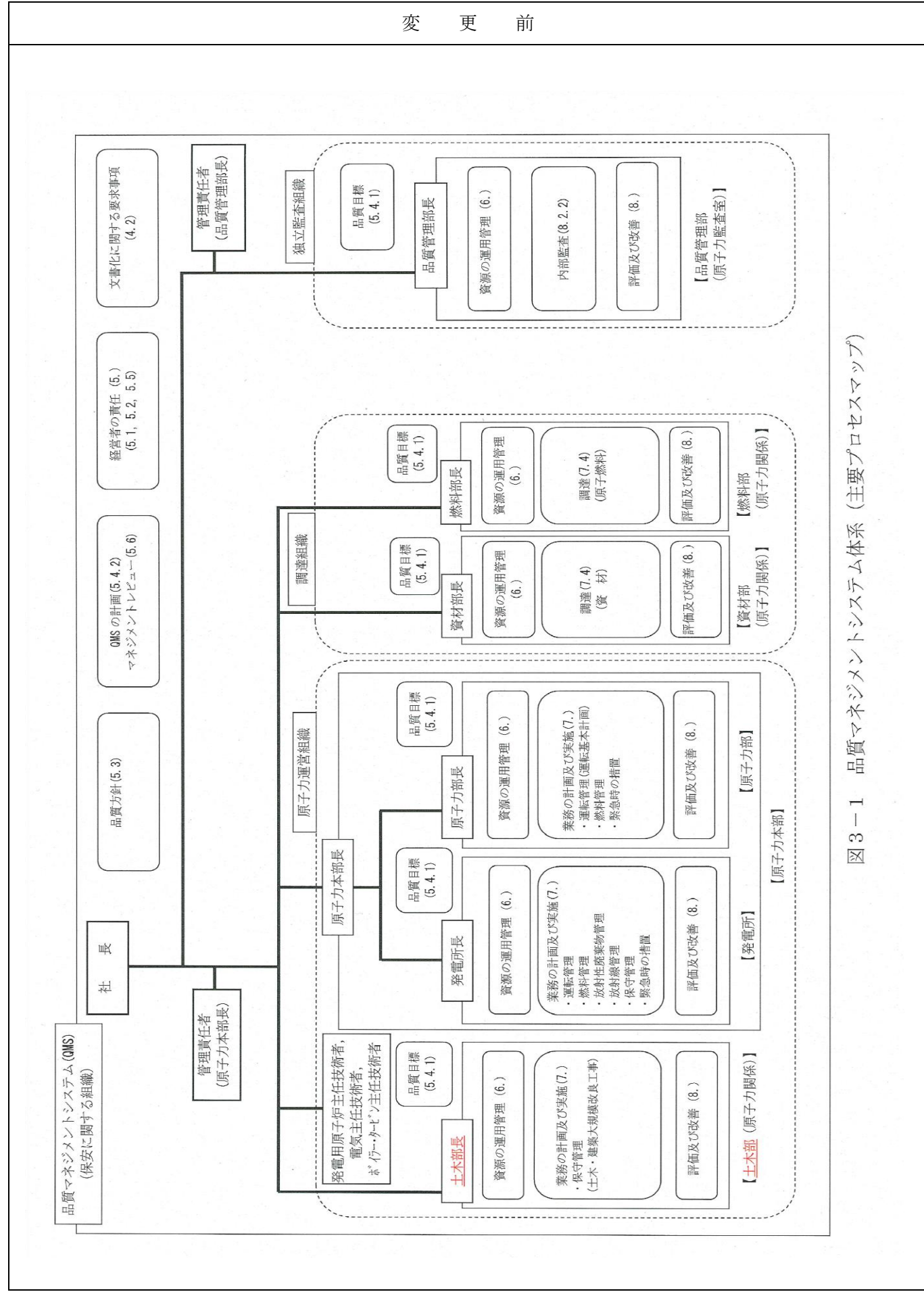
志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(安全文化の醸成) 第 2 条 の 3 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実にを行うため、安全文化の醸成の方針を定める。また、この方針を年 1 回以上評価し、必要により変更する。</p> <p>2 原子力本部長は、安全文化を醸成するため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動実施要則」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木部長、資材部長及び燃料部長に各部所の安全文化を醸成するための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。</p> <p>(2) 発電所長、原子力部長、土木部長、資材部長及び燃料部長に安全文化を醸成するための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。</p> <p>(3) 原子力運営組織（以下、第 3 条（品質保証計画）で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下、第 3 条（品質保証計画）で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。</p> <p>(4) 前号の評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</p> <p>(5) 発電所長、原子力部長、土木部長、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3) の評価結果及び前号の社長の指示を(1) の活動計画に反映させる。</p> <p>3 発電所長、原子力部長、土木部長、資材部長及び燃料部長は、前項(1) の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項(3) の評価結果及び前項(4) の社長の指示を前項(1) の活動計画に反映する。</p> <p>(略)</p>	<p>(安全文化の醸成) 第 2 条 の 3 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実にを行うため、安全文化の醸成の方針を定める。また、この方針を年 1 回以上評価し、必要により変更する。</p> <p>2 原子力本部長は、安全文化を醸成するため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動実施要則」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に各部所の安全文化を醸成するための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。</p> <p>(2) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に安全文化を醸成するための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。</p> <p>(3) 原子力運営組織（以下、第 3 条（品質保証計画）で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下、第 3 条（品質保証計画）で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。</p> <p>(4) 前号の評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</p> <p>(5) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3) の評価結果及び前号の社長の指示を(1) の活動計画に反映させる。</p> <p>3 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長は、前項(1) の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項(3) の評価結果及び前項(4) の社長の指示を前項(1) の活動計画に反映する。</p> <p>(略)</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>第 2 条 (基本方針) に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>3. 定義</p> <p>3.1 組織</p> <p>次に定める組織の定義は、本品質保証計画及びその他の全ての章において適用する。</p> <p>a) 保安に関する組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織全体をいう。</p> <p>b) 原子力運営組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織のうち、原子力本部及び土木部 (原子力関係) の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。</p> <p>c) 発電所組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織のうち、発電所の組織をいう。</p> <p>d) 調達組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織のうち、資材部 (原子力関係) 及び燃料部 (原子力関係) の組織をいう。</p> <p>e) 独立監査組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織のうち、品質管理部 (原子力監査室) の組織をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>第 2 条 (基本方針) に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>3. 定義</p> <p>3.1 組織</p> <p>次に定める組織の定義は、本品質保証計画及びその他の全ての章において適用する。</p> <p>a) 保安に関する組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織全体をいう。</p> <p>b) 原子力運営組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部 (原子力関係) の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。</p> <p>c) 発電所組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織のうち、発電所の組織をいう。</p> <p>d) 調達組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織のうち、資材部 (原子力関係) 及び燃料部 (原子力関係) の組織をいう。</p> <p>e) 独立監査組織：第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織のうち、品質管理部 (原子力監査室) の組織をいう。</p> <p>(略)</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表



備考

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前					変 更 後					備 考		
表 3-2 JEAC4111 要求事項と社内規定、保安規定の条項との関係 (その2)					表 3-2 JEAC4111 要求事項と社内規定、保安規定の条項との関係 (その2)							
JEAC4111 及び保安規定第3条の関連条項	項目	社内規定名	文書番号	管理箇所	保安規定第3条以外の関連条項	JEAC4111 及び保安規定第3条の関連条項	項目	社内規定名	文書番号	管理箇所	保安規定第3条以外の関連条項	
4.1(3)	グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原-要-00104	原子力部		4.1(3)	グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原-要-00104	原子力部		
5.4.1	品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		5.4.1	品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		
5.5.1	責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領	経企-規-00102 経企-規-00103 原-要-00101 QA22-02	経営企画部 経営企画部 原子力部 発電所	第5条 第5条 第8条, 第9条, 第9条の3, 第120条 第8条の2, 第9条の2, 第9条の3	5.5.1	責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領	経企-規-00102 経企-規-00103 原-要-00101 QA22-02	経営企画部 経営企画部 原子力部 発電所	第5条 第5条 第8条, 第9条, 第9条の3, 第120条 第8条の2, 第9条の2, 第9条の3	
5.5.4	内部コミュニケーション	品質保証組織運用要領 品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	QA22 原-指-00021 土-指-00030	発電所 原子力部 土木部	第4条, 第5条, 第7条, 第120条 第4条~第6条 第4条, 第5条	5.5.4	内部コミュニケーション	品質保証組織運用要領 品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	QA22 原-指-00021 土-指-00030	発電所 原子力部 土木建築部	第4条, 第5条, 第7条, 第120条 第4条~第6条 第4条, 第5条	
5.6	マネジメントレビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		5.6	マネジメントレビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		
6.2.2	力量, 教育・訓練及び認識	教育・訓練管理要領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子力監査要則	QA23 原-指-00040 土-指-00048 資-指-00101 燃-指-00101 品-要-00101	発電所 原子力部 土木部 資材部 燃料部 品質管理部	第117条, 第118条	6.2.2	力量, 教育・訓練及び認識	教育・訓練管理要領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子力監査要則	QA23 原-指-00040 土-指-00048 資-指-00101 燃-指-00101 品-要-00101	発電所 原子力部 土木建築部 資材部 燃料部 品質管理部	第117条, 第118条	
	運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指針	QA11 原-指-00037 原-指-00042	発電所 原子力部 原子力部	第11条~第77条 第11条~第77条 第12条		運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指針	QA11 原-指-00037 原-指-00042	発電所 原子力部 原子力部	第11条~第77条 第11条~第77条 第12条	
	燃料管理	燃料管理要領 運転管理等業務指針	QA12 原-指-00037	発電所 原子力部	第78条~第85条 第78条~第85条		燃料管理	燃料管理要領 運転管理等業務指針	QA12 原-指-00037	発電所 原子力部	第78条~第85条 第78条~第85条	
	放射性廃棄物管理	放射性固体廃棄物管理要領	QA13-01	発電所	第86条, 第86条の2, 第90条		放射性廃棄物管理	放射性固体廃棄物管理要領	QA13-01	発電所	第86条, 第86条の2, 第90条	
		放射性液体・気体廃棄物放出管理要領	QA13-02	発電所	第87条, 第88条 第90条			放射性液体・気体廃棄物放出管理要領	QA13-02	発電所	第87条, 第88条 第90条	
7.1	放射線管理	区域管理要領	QA14-01	発電所	第91条~第93条, 第100条, 第105条	7.1	放射線管理	区域管理要領	QA14-01	発電所	第91条~第93条, 第100条, 第105条	
		被ばく管理要領	QA14-02	発電所	第94条, 第98条, 第104条, 第105条			被ばく管理要領	QA14-02	発電所	第94条, 第98条, 第104条, 第105条	
7.5	放射線管理	保全区域等管理要領	QA14-03	発電所	第96条, 第97条	7.5	放射線管理	保全区域等管理要領	QA14-03	発電所	第96条, 第97条	
		環境放射線モニタリング要領	QA14-04	発電所	第100条, 第105条			環境放射線モニタリング要領	QA14-04	発電所	第100条, 第105条	
		放射性物質等輸送要領	QA14-05	発電所	第103条			放射性物質等輸送要領	QA14-05	発電所	第103条	
		放射線作業管理要領	QA14-06	発電所	第93条~第95条, 第99条, 第102条, 第104条			放射線作業管理要領	QA14-06	発電所	第93条~第95条, 第99条, 第102条, 第104条	
	保守管理	保守業務管理要領	QA15	発電所	第89条, 第101条, 第106条		保守管理	保守業務管理要領	QA15	発電所	第89条, 第101条, 第106条	
		保守管理指針	土-指-00042	土木部	第106条			保守管理指針	土-指-00042	土木建築部	第106条	
	緊急時の措置	緊急時対策要則	原-要-00107	原子力部	第107条~第116条		緊急時の措置	緊急時対策要則	原-要-00107	原子力部	第107条~第116条	
	関係法令遵守, 安全文化醸成活動	原子力法令遵守・安全文化醸成活動実施要則	原-要-00103	原子力部	第2条の2, 第2条の3		関係法令遵守, 安全文化醸成活動	原子力法令遵守・安全文化醸成活動実施要則	原-要-00103	原子力部	第2条の2, 第2条の3	
7.3	設計・開発	設計管理要則	原-要-00108	原子力部		7.3	設計・開発	設計管理要則	原-要-00108	原子力部		
7.4	調達	調達管理要則	原-要-00109	原子力部		7.4	調達	調達管理要則	原-要-00109	原子力部		
7.6	監視機器及び測定機器の管理	検査・試験管理要領	QA27	発電所		7.6	監視機器及び測定機器の管理	検査・試験管理要領	QA27	発電所		
8.2.3	プロセスの監視及び測定	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		8.2.3	プロセスの監視及び測定	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		
8.2.4	検査及び試験	検査・試験管理要領	QA27	発電所	第106条の2	8.2.4	検査及び試験	検査・試験管理要領	QA27	発電所	第106条の2	
8.4	データの分析	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部	第10条	8.4	データの分析	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部	第10条	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. 経営者の責任</p> <p>(略)</p> <p>5.5 責任, 権限及びコミュニケーション</p> <p>(略)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>(1) 社長は, 保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。</p> <p>(2) 社長は, 「原子力品質保証推進委員会」を設置し, 品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び情報交換を行う。</p> <p>(3) 発電所長は「原子力発電保安運営委員会」を, 原子力部長及び<u>土木部長</u>は「品質保証運営委員会」をそれぞれ設置し, 適宜品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び情報交換を行う。</p> <p>(4) 原子力運営組織は, 社内規定に基づいて, 内部コミュニケーションを行い, 品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換を行う。</p> <p>(略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>(略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>社長は, 管理責任者並びに発電所長, 原子力部長, <u>土木部長</u>, 資材部長及び燃料部長に, 職務を遂行する能力を有していることを判断の根拠として力量を有する者を当てる。原子力運営組織及び調達組織は, 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に, 適切な教育, 訓練, 技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を当てる。また, 独立監査組織は, 内部監査 (8.2.2 参照) 業務に従事する要員に, 適切な教育, 訓練, 技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を当てる。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 経営者の責任</p> <p>(略)</p> <p>5.5 責任, 権限及びコミュニケーション</p> <p>(略)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>(1) 社長は, 保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。</p> <p>(2) 社長は, 「原子力品質保証推進委員会」を設置し, 品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び情報交換を行う。</p> <p>(3) 発電所長は「原子力発電保安運営委員会」を, 原子力部長及び<u>土木建築部長</u>は「品質保証運営委員会」をそれぞれ設置し, 適宜品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び情報交換を行う。</p> <p>(4) 原子力運営組織は, 社内規定に基づいて, 内部コミュニケーションを行い, 品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換を行う。</p> <p>(略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>(略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>社長は, 管理責任者並びに発電所長, 原子力部長, <u>土木建築部長</u>, 資材部長及び燃料部長に, 職務を遂行する能力を有していることを判断の根拠として力量を有する者を当てる。原子力運営組織及び調達組織は, 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に, 適切な教育, 訓練, 技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を当てる。また, 独立監査組織は, 内部監査 (8.2.2 参照) 業務に従事する要員に, 適切な教育, 訓練, 技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を当てる。</p> <p>(略)</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>図 4</p>	<p>(保安に関する組織) 第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>図 4</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条</p> <p>保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織から報告を求め必要な指示を行うとともに、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持及び改善を通して、保安活動を統括する。また、関係法令及び保安規定を遵守すること並びに安全文化の醸成が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 原子力本部長は、原子力部長及び発電所長（以下「所長」という。）に指示を行うとともに、原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに安全文化を醸成するための活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 土木部長は、土木部における発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。</p> <p>(6) 燃料部長は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質管理部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに安全文化を醸成するための活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力監査室長は、監査業務を行う。</p> <p>(9) その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条</p> <p>保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織から報告を求め必要な指示を行うとともに、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持及び改善を通して、保安活動を統括する。また、関係法令及び保安規定を遵守すること並びに安全文化の醸成が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 原子力本部長は、原子力部長及び発電所長（以下「所長」という。）に指示を行うとともに、原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに安全文化を醸成するための活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。</p> <p>(6) 燃料部長は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質管理部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに安全文化を醸成するための活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力監査室長は、監査業務を行う。</p> <p>(9) その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>(略)</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(記録) 第119条 室長、各課長及び当直長は、表119-1、表119-3、表119-4及び表119-5に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、表119-1の4.(2)、4.(3)及び4.(4)のうち、<u>土木部長</u>が所掌する業務の記録については、<u>土木部長</u>が所属員に適正に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(略)</p>	<p>(記録) 第119条 室長、各課長及び当直長は、表119-1、表119-3、表119-4及び表119-5に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、表119-1の4.(2)、4.(3)及び4.(4)のうち、<u>土木建築部長</u>が所掌する業務の記録については、<u>土木建築部長</u>が所属員に適正に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(略)</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>附則（令和 年 月 日 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> <u>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p>	<p>施行日の規定</p>